

# 令和6年度 児童発達支援・放課後等デイサービスの報酬改定報

## 運営基準の改定

### 5領域を全て含めた総合的な支援

支援において5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求めるよう、運営基準が一部改訂されます。

### 事業所の支援プログラムの作成・公表 【新設】

- ・5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す「支援プログラム」の作成・公表を求める運営基準が新設されました。

### 自己評価・保護者評価の充実

- ・自己評価・保護者評価について運用の標準化と徹底を図る観点から、運営基準等において実施方法が明確化されました。
- ・おおむね、1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないとされました。

### インクルージョンに向けた取り組みの推進

- ・事業所は、利用児童が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めることとなりました。
- ・児発管は、インクルージョンの観点を踏まえた支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画（原案）を作成することとされました。

### 障がい児支援における子供の最善の利益の保障

- ・事業所は、利用児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮が義務付けられました。
- ・児発管は、個別支援計画作成にあたり利用児の年齢及び発達の程度に応じ、その意見が尊重された計画作成と支援内容であるよう、検討する必要があります。

### 支援プログラム未公表減算【新設】 ※R7.4.1から減算適用

- ・支援プログラムの公表がなされていない事業所は、所定単位数の15%減算が令和7年4月1日から適用されます。

## 児童指導員等加配加算

- ・現行では児童指導員等加配加算は、「理学療法士等」「児童指導員等」「その他の従業者」を常勤換算で1.0人以上配置すれば、それに対応する単位を算定できていましたが、改定後は、専門職の枠がなくなり、「児童指導員等」と「その他の従業者」の加配を評価することになりました。
- ・「児童指導員等」の児童福祉事業に従事した経験年数や配置形態（常勤・非常勤）を区分に応じて評価します。
- ・「その他の従業者」は、経験年数と配置形態による区分評価はありません。
- ・現時点では、「児童指導員等」にどの職種が入るのかは、情報が出ていません。

児童指導員等加配加算を理学療法士等の区分で算定していた事業所様は、『常勤専従・経験5年以上』の児童指導員等を加配要因として配置することができれば、現行の理学療法士等と同単位になります。

そして、児童指導員等の区分を算定していた事業所は、常勤専従の児童指導員等を加配要因として配置できれば、現行の単位よりも上がる可能性があります。

ただし、児童指導員等の職種の範囲の情報は、一切公表されていませんので、その点はご了承ください。

**加配要因については、できる限り常勤専従配置できるようにした方が良い！！**

## 専門的支援加算・特別支援加算

専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な実施について、2段階で評価されるようになります。

### 専門的支援体制加算

- ・専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合、体制を評価します。
- ・理学療法士等にどの職種が入るのかは、公表されていません。

### 専門的支援実施加算

- ・理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合、利用日数等に応じて原則4回/月、最大6回/月を限度に算定可能です（放デイは利用日数等に応じて月2回から最大月6回を限度とする）。
- ・専門的支援体制加算との併算定は可能とのこと。

専門的支援加算の改定は、事業所様にとって大きな打撃となる予想です。

現在、定員 10 名で、理学療法士等を配置して加算を算定している場合、187 単位/日となりますが、改定後は理学療法士等を配置しても、123 単位/日となってしまいます。

22 日開所の事業所で、毎日 10 名が利用していた場合、 $187 - 123 = 64$  単位  $64 \text{ 単位} \times 10 \text{ 名} \times 22 \text{ 日} = 14080$  単位のマイナスが予想されます。

併算定可能ということで、専門的支援体制加算を算定しても、原則 4 回/月までしか算定できないため、利用者一人あたり 150 単位×4 回で 600 単位がプラスされるだけです。体制分のマイナス単位を補填するには程遠く、非常に厳しい形となっております。

### 関係機関連携加算の見直し

- ・子どもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、関係機関連携加算について、対象となる関係機関に「医療機関」や「児童相談所等」を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価を行うこととなりました。

### 事業所間連携加算【新設】

- ・**セルフプランで複数事業所を併用する利用児童**について、事業所間で連携し、子どもの状態や支援の状況の共有等の情報連携を行った場合、評価されることになりました。
- ・事業所間の連携会議に参加し事業所間の情報連携を行い、その情報事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援を反映させた場合にも評価されます。

### 医療連携体制加算 (Ⅶ) 250 単位/日 ※重心型も可能

- ・認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算 (Ⅶ) について、見直しが行われました。
- ・喀痰吸引等が必要な障がい児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引と行った場合 250 単位/日を算定できます。
- ・**医療的ケア区分による基本方針を算定している場合は、この加算を算定できません。**
- ・主として重症心身障がい児に対して支援を行う事業所も算定可能となります。

### 入浴支援加算【新設】

- ・**医療的ケア児と重症心身障がい児**に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合、月 8 回までを限度として評価されることになりました。
- ・児発は、55 単位/回 (月 8 回まで)
- ・放デイは、70 単位/回 (月 8 回まで)

## 医ケア児と重症心身障がい児に対する送迎加算の見直し

- ・ 医療的ケア児や重症心身障がい児の送迎について、こどもの医療濃度等も踏まえた評価となり、上乗せ部分の単位増となりました。
- ・ 改訂後は、医療的ケア区分による基本報酬を算定していない重心外の事業所も、医療的ケアが可能な職員の付き添いにより上乗せ部分を算定できるようになります。

## 強度行動障害児支援加算の見直し

### 【 児童発達支援 】

- ・ 強度行動障害を有する利用児童への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で評価を充実させることとなりました。

### 強度行動障害児支援加算 200 単位/日

加算開始から 90 日以内の期間は、さらに+500 単位/日

- ※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合算定可能。

### 【 放課後等デイサービス 】

- ・ 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実するとともに、専門人材の支援のもと、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しが行われました。

### 強度行動障害児支援加算（Ⅰ） ... （児基準 20 点以上） 200 単位/日

- ※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合算定可能

### 強度行動障害児支援加算（Ⅱ） ... （児基準 30 点以上） 250 単位/日

- ※ 強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 30 点以上）に対して、支援計画を作

成し当該計画に基づき支援を行った場合算定可能

強度行動障害児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）ともに、加算開始から 90 日以内の期間は、更に+500 単位/日を算定可能です。

### 個別サポート加算（Ⅰ）

#### 児童発達支援 120 単位/日

- ・ 児童発達支援に関しては、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化し

て評価することとした上で、著しく重度の障がい児が利用した場合に評価をすることとなりました。

- ・重症心身障がい児等、著しく重度の障がい児に対して、遅延を行った場合算定可能となります。
- ・主として重症心身障がい児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合は、当該加算を算定することができません。

#### 放課後等デイサービス ※重心型事業所は算定不可

- ・ケアニーズの高い障がい児に対して支援を行った場合 90 単位/日
- ・ケアニーズの高い障がい児に対して、強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合、または著しく重度の障がい児に対して支援を行った場合 120 単位/日

#### 個別サポート加算（Ⅱ） 150 単位/日

- ・要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、個別サポート加算（Ⅱ）について、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しが行われました。
- ・支援の状況等を6ヶ月に1回以上、児童相談所やこども家庭センター等に共有することが必要です。

#### 個別サポート加算（Ⅲ）【新設】 70 単位/日 ※放デイのみ

- ・不登校の状態にある障がい児に対して、学校との連携のもと、家族への相談援助等を含め、支援を行ったことを評価する加算が創設されました。

#### 人工内耳装用児支援加算の見直し

- ・難聴児支援の充実を図る観点から、人工内耳を装用している利用児童に支援を行った場合の評価が見直されました。

#### 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】 100 単位/日

- ・視覚・聴覚・言語機能に重度の障がいのある利用児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して、支援を行った場合評価されることとなりました。

#### 家族支援加算（月4回を限度）

- ・家庭連携加算と事業所内相談支援加算について、オンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しが行われ、両加算を統合して、個別とグループでの支援に整理して評価されることになりました。
- ・きょうだいへの支援も促進されるよう、統合後の加算において、きょうだいも相談援助等の対

象であることが明確化されました。

### 子育てサポート加算【新設】 80 単位/回（月 4 回を限度）

- ・保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへのかかわり方等に関して相談援助等を行った場合、評価する加算が創設されました。

### 延長支援体制加算

- ・預かりニーズに対応した延長支援を評価し、見直しが行われました。
- ・延長時間帯の職員については安全確保の観点から 2 人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しが行われました。
- ・放課後等デイサービスの場合は、延長支援加算の算定が可能となる支援時間は、平日 3 時間、学校休業日 5 時間となります。

現行では、直接支援職員 1 名以上の配置で延長支援加算を算定できていましたが、2 人以上の職員配置が必要となったため、人件費との兼ね合いを検討する必要があります。

### 保育・教育等移行支援加算

- ・保育所等への移行に向けた取り組みを推進する観点から、保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の取り組み等についても評価されることになりました。

### 通所自立支援加算【新設】 60 単位/回 ※放デイのみ

- ・学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、事業所の職員が付き添って計画的に支援を行った場合算定できる加算が創設されました。
- ・算定開始から 3 ヶ月まで算定可能です。

### 自立サポート加算【新設】 100 単位/回（月 2 回を限度） ※放デイのみ

- ・高校生（2 年生と 3 年生に限る）について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談支援や体験等の支援を計画的に行ったことを評価する加算が創設されました。